

平成26年度 第5回新温泉町行財政改革推進委員会会議録（要旨）

[開催日時] 平成26年11月21日(金)午後1時30分～午後3時30分  
[開催場所] 浜坂多目的集会施設 1階 会議室  
[出席者] 中澤委員長、河越副委員長  
朝野委員、熊本委員、小谷委員、竹中委員、仲山委員、  
橋本委員、藤田委員、松岡委員、丸山委員、森田委員  
行政 小西副町長  
事務局 西村総務課長、中島係長、谷口主査  
[傍聴者] ー

=====

[会議次第]

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 第2次行財政改革実施計画の平成26年度上半期進捗状況について

(2) 第3次行財政改革実施計画（案）について

4 そ の 他

5 閉 会

## [内 容]

### 1 開 会

### 2 あいさつ

委員長：これまでの推進委員会において皆様に審議していただいた第3次行財政改革大綱につきましては、先日、副委員長とともに、委員会としての答申を町長に行ったところですが、委員の皆様におかれましては、今後も引き続き、町の行財政改革に対して、しっかりとご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

副町長：本日は大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。また、本日、衆議院の解散が決定したようではありますが、個人的には、国の行財政改革はどうなっているのかと感じているところであります。

当町の行財政改革につきましては、先日皆様からいただいた第3次行財政改革大綱の答申を受けまして、行財政改革推進本部会議を開催し、その推進にあたっての具体的な実施項目を検討したところであります。本日は、その内容について説明をさせていただき、より良い実施計画の策定に向けて、皆様からご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

### 3 議 事

#### (1) 第2次行財政改革実施計画の平成26年度上半期進捗状況について (事務局説明)

##### ・主な意見等

委員長：実施項目No.117「ゆめっこランドの認定こども園化」についてであるが、ゆめっこランドを認定こども園とするのとならないのでは、どのような違いがあるのか。

副町長：当町の幼保施設については、これまでから、ゆめっこランド以外は全て県の認可を受け、認定こども園として運営している。今年度、ゆめっこランドを認定こども園としたことで、現在は町内全ての幼保施設を認定こども園として運営しており、そのことで、来年4月から始まる子ども子育て支援新制度への移行を同じ条件のもとで行うことが出来る。

事務局：ゆめっこランドの制度面での位置づけの変更であり、子どもの教育・保育という面では、大きな違いはない。

副委員長：実施項目No.109「窓口業務等の時間延長」については、私の認識不足かも知れないが、住民への周知が不足しているように感じるので、広報紙や

C A T V等で周知していただき、住民サービスの向上に繋げていただきたい。  
事務局：先月の広報紙でも時間延長についてお知らせをしているが、住民の方には十分に浸透していない状況があるため、今後も広報紙やホームページ等で周知を図りたいと思う。

委員：実施項目No.94「庁内ワーキンググループの設置」については、実施状況として、今年度上期に第1回の会議を開催とあるが、予定としては年何回の開催予定か。また、設置は今年度か。

事務局：今年度上期の実施状況として記載されているワーキンググループは、今年度に導入予定の統合型G I Sの運用にあたってのグループであり、下期においては、その運用に向けて、1回程度の会議を予定していたと思う。

庁内ワーキンググループの設置については、これまでに、若手職員の政策提案グループや組織・機構見直しグループの2件を設置したことがあり、案件ごとに必要に応じて設置することとしている。

委員：実施項目No.43「町税徴収率の向上」の徴収率については、金額に対する率か。それとも件数に対する率か。

事務局：金額に対する率であり、課税した金額に対する徴収金の率である。

委員：進捗状況が概ね計画どおり進んでいけば、効果額は発生すると思うが、平成26年度の計画効果額が0円となっているのは何故か。

事務局：今回の資料1では、平成26年度の単年度の計画効果額のみを抜粋して記載しているが、全体の実施計画においては、数値目標である徴収率に応じて、単年、累積の効果額を記載している。

平成26年度については、平成25年度と同じ徴収率を目標として掲げているため、対前年の単年度の効果額としては、計画上0円となっているが、累積の効果額としては、その効果を見込んでおり、計画効果額として掲げている。

委員：この現年課税分徴収率には、国保税は含まれているのか。

事務局：国保税は含まれていない。

委員：徴収率を押し下げる原因となっている滞納者は、ある程度、特定の人に固まっていないか。

副町長：新たな滞納者もあるが、相対的には、滞納者が固定化している状況である。

委員：滞納額が多い人の滞納処分を強化すれば、徴収率は一気に上がるのではないか。

副町長：滞納理由が行政不満ということであれば、差押え等の滞納処分により、その効果は上がるが、もともと担税力のない方については、差押えを行っても換価することが出来ず、結果として滞納額が膨らむ傾向にある。

委員：住民税は、所得に応じて担税力を査定し賦課されているが、固定資産税については、地価の下落がどんどん進む中、その評価額が実際の売買事例とほぼ同額、場合によっては、評価額の方が高い場合もあるため、高すぎではないかと感じている。

事務局：固定資産税の評価額については、一部の業務を不動産鑑定士に委託するなどして、3年に1回の見直しを行っている。

委員：地価が下がっているのであれば、その見直しにより評価額も下がるべきではないか。評価額を下げることで固定資産税の税収が減り、町財政が厳しくなるといふ状況は分からなくもないが。

委員：不動産鑑定士を入れて評価しているにもかかわらず、地価の下落が反映されていないということであれば、何を基準に評価しているのかと感じる。また、評価額が売買価格より高いということであれば、企業誘致を進めるといっても、難しいものがあるのではないか。

副町長：評価については、売買事例の1例をもって判断するものではないし、売買事例には、売り手と買い手の市場の関係もあると思う。そのため、専門家である不動産鑑定士にそれらの売買事例も参考にさせていただきながら、評価していただき、全体的な視点での正当な価格として見直しを行っている。また、基本的には、最近の評価額は下がってきていると思う。

委員：売買事例がない山林などについては、評価の際に、その実勢価格が反映されず評価額が据え置かれるのであれば、集落内の宅地と比べて不公平ではないか。

委員：地方創生や税について大きな視点で考えた時、行き過ぎた発想ではあるが、例えば、都市部は利便性が高いので、利便税として税金を上げ、地方は下げるといった国の政策や、鳥取県の日吉津村のように大企業の誘致により、住民の税負担を軽減するような対策を考えてはどうか。

また、これまでの委員会でも町議会の改革について意見、提案をしてきたが、それは、今後、住民税や保険料などが上がることとなった時、町議会が改革をしているのとしていないのでは、住民の受け方が違ってくると感じるからである。

副町長：税の配分関係については、兵庫県知事も国に対して提言しているが、今後の地方行政や東京一極集中の解消などを進めるには、地方が中央に提案、発信することが必要であり、あわせて基本的な考え方として、地方が住みやすいと思わせる環境をつくる必要がある。

委員：実施項目No.41「未利用地の売却処分等」については、進捗状況が「○」となっているが、具体的にはどのような取組を進めたのか。

事務局：未利用地の売却処分については、これまでに売れなかった土地の時点

修正による価格の引き下げや、２回目以降の入札において最低売却価格を公表するなどの対応を行っているが、それでも、計画どおりの売却には至っておらず、上期の実績としては、用途廃止した法定外公共物の売却処分と普通財産の貸付による有効活用となっている。

委員：未利用地の売却処分を積極的に進め、それを優先的に町債の返済に充てることを考えてはどうか。不用な財産を売却し、そこで得た収入をもって町債を減らすなど、身を軽くする努力が必要だと思う。

委員：インターネットでの公売は実施しているか。

事務局：広報紙とホームページに記事を掲載し、募集を行っている。

委員：売却価格が時価を反映していないのではないか。

事務局：売却価格については、先ほどの固定資産税評価と同じく、売買事例などを参考にしながら鑑定評価を行っている。

委員：売れない物件については、一定の割合で売却価格を下げるような鑑定の方法を検討してはどうか。

副町長：町民の財産である公共財産の価格をどこまで下げられるかという問題があり、一定の割合で価格を下げ、通常より低い価格で売却しようとするれば、その場合は、議会の議決が必要となる。また、そこまでして財産を処分することが適正なのかということもある。

そのため、現段階では各種の事情を出来るだけ考慮し、価格を下げられるところまで下げて売却手続きを行っている。

委員：実施項目No.86「退職勧奨制度の推進」については、今年度、何人の職員が勧奨に応じたのか。

事務局：職員１１５人に退職勧奨を行い、結果として、４、５人程度の職員が勧奨に応じている。また、この退職勧奨と定年退職等による職員数の減少と新規採用職員数との差し引きから判断すると、定員適正化の数値目標として掲げている平成２７年４月１日時点の職員数２７８人については、達成する見込みである。

委員：職員数２７８人というのは正規職員か。また、退職勧奨の対象となる職員はどのような職員か。

事務局：２７８人は町長、副町長、教育長を除いた正規職員であり、退職勧奨の対象となるのは、５０歳以上かつ勤続２０年以上の職員と管理職の職員である。

委員：２７８人の職員のうち、１１５人の職員に勧奨を行ったということか。ものすごい割合であり、制度としておかしくないか。

委員：もし１１５人全員が勧奨に応じたとすれば、役場は成り立つのか。

事務局：制度がおかしいというよりも、職員の年齢構成がおかしいという状況である。

委員：職員の50歳以上の年齢構成が高いので、そこを減らして若返りを図り、逆三角形となっている年齢構成の現状を是正することが目的ではないか。

委員：年齢構成が50代職員に偏っているのであれば、数年経てば自然と職員数が減少していくため、退職勧奨をしなくても良いのではないか。

事務局：職員数の削減効果を早め、高めるためには、退職勧奨を継続する必要がある。

委員：実施項目No.49「先人記念館の施設使用料の確保」については、今年度の9月末時点での先人記念館の入館者数が、昨年度と比べて大幅に減少しているが、先人記念館でのイベントはどのように企画しているのか。イベントの企画を頑張ってください、入館者数の増加に繋げて欲しい。

副町長：先人記念館においては、町が所有する先人の資料を展示する常設展示と個人による作品展示を行っており、年度当初にその年間計画を立てている。

また、企画については、町内の方から寄付等で頂いた資料を常設展示に使用するなど、工夫をしながら計画しているが、その年度ごとの展示内容によって、入館者数の増減があるため、内容を見極めながら年間計画を立てることが求められている。

委員：企画が悪いのではないか。どこかの美術館などと提携してはどうか。

委員：個人展示をする場合に、先人記念館は有料であるが、八田コミュニティセンターは無料である。町の施設で同じことをするのに、料金の差があるのは何故か。

副町長：先人記念館と八田コミュニティセンターにおいては、それぞれ設置目的に応じた利用の考え方があるため料金差が生じているが、そこは、展示を希望する方の選択に委ねるようにしている。また、展示料をすべて無料にすることが良いのかということもある。

## (2) 第3次行財政改革実施計画(案)について

(事務局説明)

### ・主な意見等

委員：実施項目No.57「給与体系の適正化」についてであるが、新温泉町のラスパイレス指数はいくらか。

事務局：確定数値ではないが、平成26年4月1日現在のラスパイレス指数は95.0%であり、県下で下から3番目の低さである。

この度の人事院勧告では、平成26年度は民間給与を考慮して、勤勉手当が0.15月の増となっているが、平成27年度からは平均2~4%の給与カットの勧告となっている。

委員：給与カットは最終的に誰が決めるのか。

事務局：人事院勧告を基にして、町長が最終的に決定する。

委員：実施項目No.56「女性管理職登用の推進」については、数値目標を平成28年度に30%以上としているが、現在の割合はどのくらいか。

事務局：当町の女性管理職については、課長、副課長、保育園長や病院の看護師長などがあり、他市町の登用率と比較すると、かなり高い方である。

委員：役場庁舎内の管理職を対象とした数値目標ではないということか。

事務局：全ての管理職を対象とした数値目標であり、30%の数値については、男女共同参画社会基本法に準じた数値である。

委員：実施項目No.12「財政健全化の推進」については、数値目標の一つとして、経常収支比率を前年度の県平均以下としているが、例えば、平成25年度の県平均と当町の数値はどうなっているか。

事務局：平成25年度の県平均は90.3%、当町は85.8%となっている。

委員：その実績から見ると、平成27年度以降の数値目標が甘すぎるということにならないか。

事務局：経常収支比率については、当該年度の翌年度に行う決算統計という統計をとってみないと、その結果が表れないということと、地方交付税に大きく影響される性質であるということから、基本的には前年度の県平均値を数値目標として設定することとしている。

委員：もう一つの数値目標である実質公債費比率については、逆に、厳しい数値を掲げているように思うが。

事務局：当町では、段階的に地方債発行額を抑制しているため、実質公債費比率は下降傾向である。また、数値目標については、今後10年間の収支見通しである財政計画上の試算値を目標としている。

委員：実施項目No.27「浜坂病院の経営改善」、No.28「浜坂病院の負債解消」については、数値目標に資金不足比率という文言があり、経営状況の深刻さが伝わってくるが、現在の経営状況はどうか。

副町長：最近は資金不足比率が膨らんでおり、黒字の方向には進んでいない。原因としては、医師の固定、確保が出来ないことが一番の要因であり、そのことで患者数が減り収益が上がらず、結果として、経営が悪化しているという状況である。

来年度には、国が地方公立病院の経営改善方針を打ち出す予定となっているため、浜坂病院を継続して経営するためには、そういった一定の国の指導を受けながら、経営改革を実施しなければならないと考えている。

#### 4 その他

事務局：本日提案した第3次行財政改革実施計画（案）については、現在、各課で内容を精査中のため、若干の修正が加わる可能性があるが、ご了解願いたい。

委員：第3次行財政改革大綱（案）のパブリックコメントに対して、住民からの意見があれば、推進委員会にフィードバックして欲しい。

委員：今回の資料2は当日配布であったが、資料については、出来るだけ事前配布でお願いしたい。

#### 5 閉 会

副委員長：本日はご多用の中、委員の皆様には全員にご出席をいただき、慎重審議していただきました。その中で、本日も貴重なご意見、ご提言を賜り、ありがとうございました。以上をもちまして、本日の委員会を終了します。大変ご苦勞様でした。